別表一一(一)の記載要領等一一号中「「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄は、別表四「48の②」の欄」を「「留保所得金額（別表四「49の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」の欄は、別表四「49の②」」に改め、同表一一号中「「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「49の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」」に、「「当期留保金額　(1)＋(2)－(3)－(4)－(11)　(12)」」を「「当期留保金額　(9)＋(10)－(11)－(15)　(16)」」に、「「(1)」」を「「(9)」」に改め、同表四号中「「当期末配当等の額　(3)」」を「「当期末配当等の額　(11)」」に改め、同表五号中「。以下この号において「平成27年改正法」という。」及び「（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号(1)中「「法人税額及び地方法人税額　((別表一(一)「4」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「8」－「9」))　(4)」を「「法人税額及び地方法人税額　(別表一(一)「4」＋「5」＋「7」－「12」－「44」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「9」－「10」)　(12)」に改め、同号(3)を削り、同号(2)中「特別控除)、」を「特別控除)(」に、「読み替えられた平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで又は平成25年旧措置法第68条の９の２第１項若しくは第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を「読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　「法人税額等の合計額　(12)＋(13)－(14)（マイナスの場合は０）　(15)」及び「住民税額　(19)又は(20))×16.3%　(21)」の各欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「(12)」及び「(19)又は(20)」に含めて計算すること。

別表一一(一)の記載要領等六号中「「住民税額　(5)又は(6))×16.3%　(7)」」を「「住民税額　(19)又は(20))×16.3%　(21)」」に、「「(5)又は」」を「「(19)又は」」に、「「又は(6)」」を「「又は(20)」」に改める。

別表一一(一)の次に次の一表を加える。